

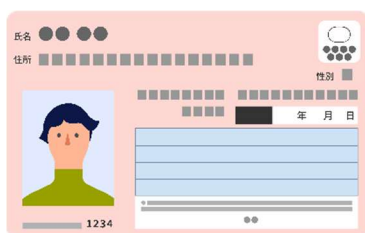
## 4月以降の資格確認について(暫定措置の延長)

昨年12月1日に全ての保険証有効期限を迎えて以降、マイナ保険証又は資格確認書によって資格確認を行うことが基本とされました。一方、当面の間は有効期限切れの保険証や資格情報のお知らせのみを持参してしまうなどの混乱が想定されることから、政府は2026年3月末までの「暫定的な取扱い」の通知を発出していました。

今回、3月末までとされていた暫定措置について新たな通知が2026年3月25日に発出され、2026年7月末まで延長されましたのでご案内します。概要は以下をご覧ください。

### 【①2025年12月以降の基本的な資格確認】

マイナ保険証



資格確認書

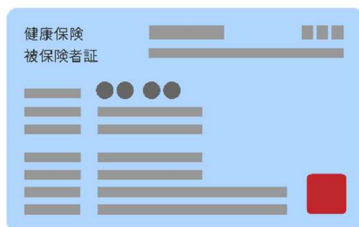


※ 資格確認書の材質はプラスチックや紙、形状はカード型やはがき型、A4サイズ型など様々な種類があります。

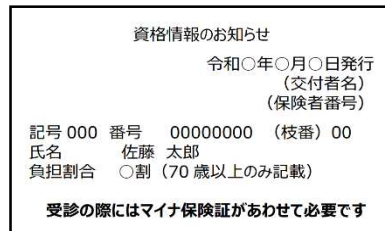
**NEW**

### 【②2026年7月末までの暫定措置】

有効期限切れの保険証



資格情報のお知らせ



※ 2026年7月末までは、上記記載の被保険者番号をオンライン照会して資格確認できれば保険診療が可能。

### 【マイナ保険証のエラー等で資格確認できない場合の対応】(例示)

- ・マイナ保険証+資格情報のお知らせ
- ・マイナ保険証+マイナポータル上の資格情報画面
- ・マイナ保険証+被保険者資格申立書

**保険医協会では引き続き保険証の復活を要望しています！**

**当該ニュースや算定についてのお問い合わせはFAX又はメールにてご連絡ください。**

佐賀県保険医協会  
TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218  
MAIL : [hoken-i@star.saganet.ne.jp](mailto:hoken-i@star.saganet.ne.jp)  
HP : <http://saga-doc.jp/>

